

託送料金制度（レベニューキャップ制度）の 詳細設計について⑦

第 9 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2021年10月28日



- 1. 料金算定ルール**
- 2. 今後のスケジュール**

- 1. 料金算定ルール**
2. 今後のスケジュール

料金制度専門会合において 御議論いただいた論点

【１】目標とインセンティブの設定

前のご報告

【２】収入上限の算定方法

前のご報告

【３】事業計画

前のご報告

【４】実績収入と収入上限の乖離

前のご報告

【５】利益（損失）の扱い

前のご報告

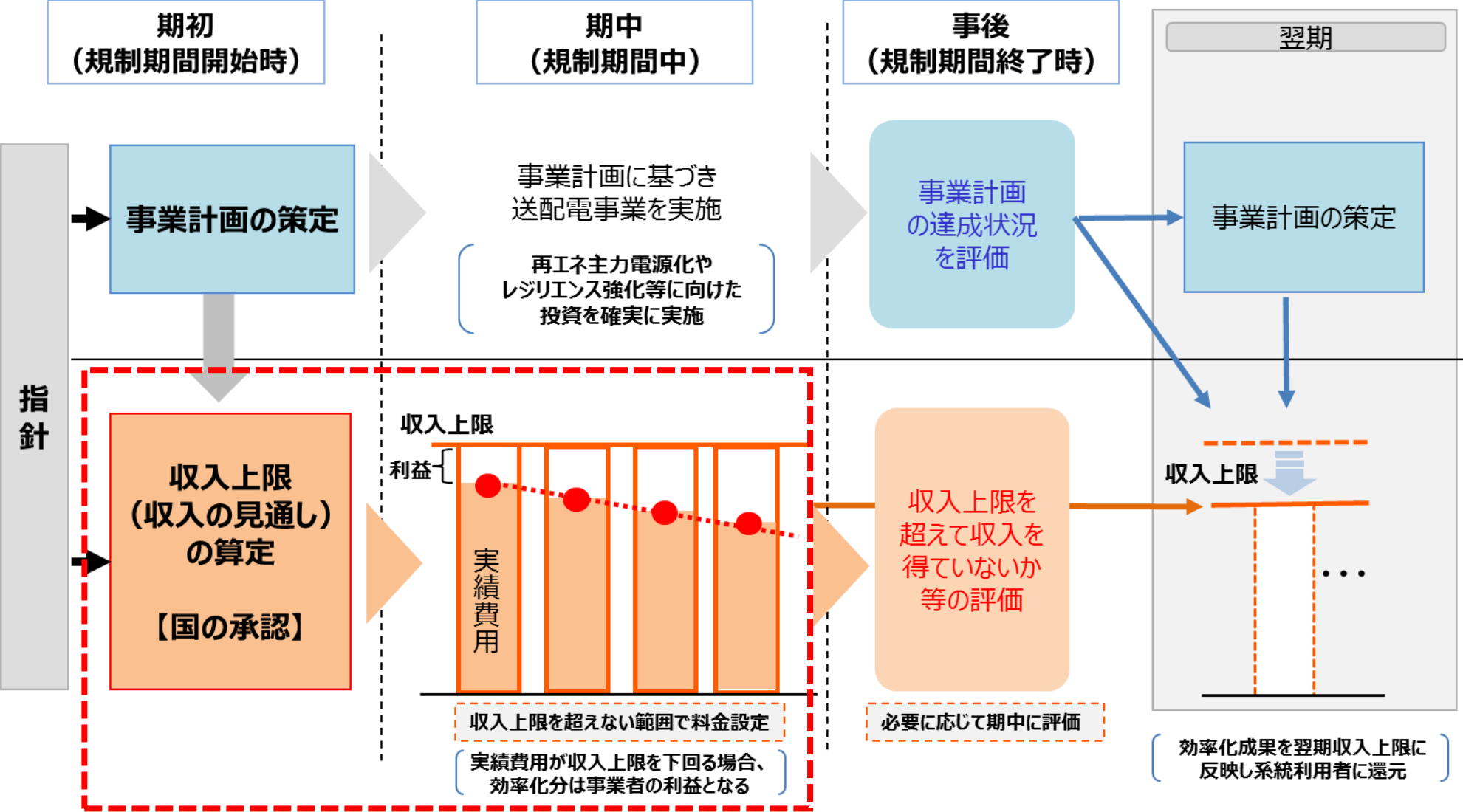
【６】料金算定に係るルール

今のご報告

【７】その他

前のご報告

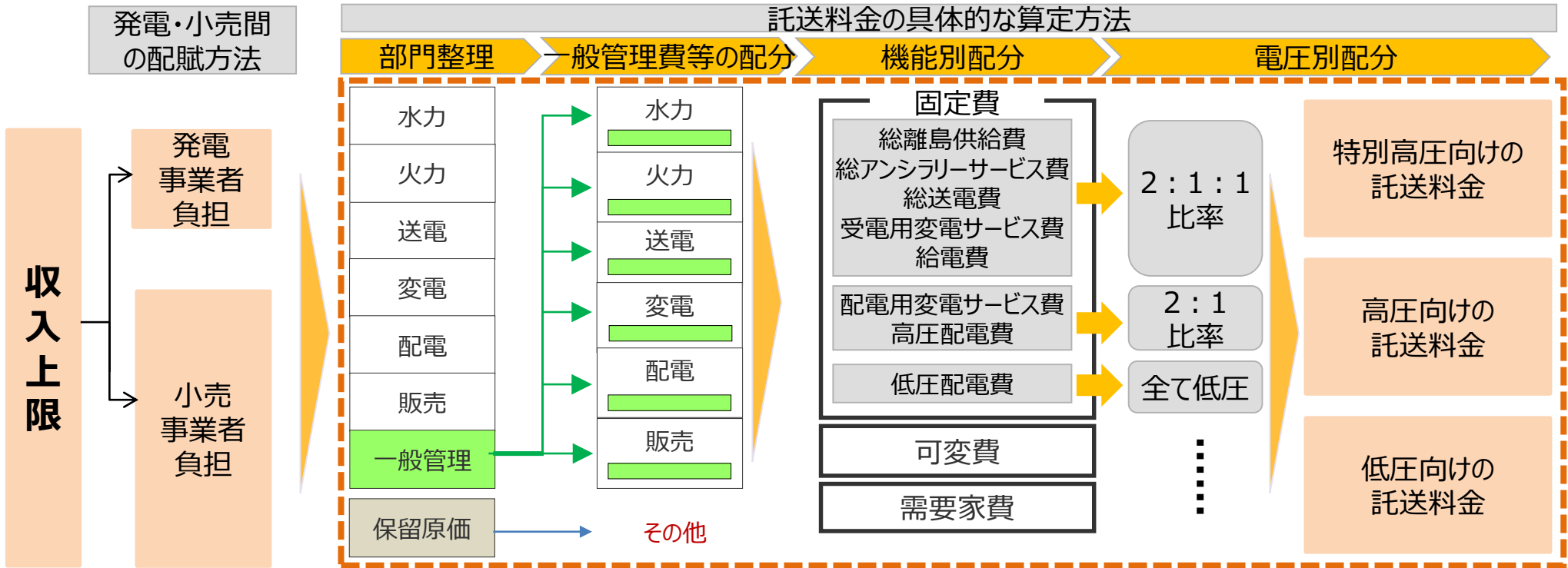
料金算定に係るルール



料金算定に係るルールについて

- 託送料金については、今後、レベニューキャップ制度における収入上限の査定を経て、算定されることとなる。
- この託送料金の算定については、部門整理や一般管理費等の配分、機能別配分及び電圧別配分のあり方等、複数の中長期的な検討課題があり、今後慎重に議論を進めていく必要がある。
- また、現在制度設計を進めている発電側課金に加えて、資源エネルギー庁の審議会では、潮流の改善に資する需要側託送料金制度の方向性についても、検討を行うべきではないかと議論されている。

料金算定の具体的なプロセス（イメージ）



論点 1. 料金算定に係るルールにおける中長期的な論点

- 2023年度以降は、レベニューキャップ制度の下で託送料金の算定（費用の配賦・レートメイク）を行うこととなるが、具体的な算定方法の検討にあたっては、以下のとおり複数の論点がある。
- このため、まずは、第1規制期間に向けて収入上限の設定及び発電側課金の導入に係る制度整備を行うこととし、需要側の託送料金の算定については現行ルールを適用することとしてはどうか。また、今後第2規制期間に向けては、託送料金の算定における必要な見直しの議論を慎重に進めていくこととしてはどうか。

託送料金の 設定に係る 論点事項

系統に与える影響を踏まえた、託送料金の
適切な負担の設定
※2023年度より発電側課金の導入を予定

需要側託送
料金の適切
な設定

✓ 部門整理と一般管理費等
の配分のあり方

✓ 機能別配分のあり方

✓ 電圧別配分ルールのあり方

✓ 潮流の改善に資する託送
料金制度等の検討

✓ 発電側課金の導入に向けた検討（発電事業者と小売事業者の負担比率の設定）
※現行の需要地近接性評価割引制度は廃止予定

✓ 改正電気事業法上、収入上限の範囲内であれば託送料金の設定が可能であり、レベニューキャップ制度趣旨に鑑みると、託送料金算定についても各一般送配電事業者において、一定の自由度をもって設定することも一案として考えられる。

✓ 一方で、託送料金算定ルールの検討にあたっては、左記の論点事項が考えられるところ、各項目の議論の方向性が託送料金の算定結果に与える影響が大きく、また相互に影響し合う関係にもあることから、短期的に結論を急ぐのではなく、慎重に検討を進めることが必要と考えられる。

(参考)発電側課金の検討について

2021年1月19日 資源エネルギー庁
第29回電力・ガス基本政策小委員会 資料5

(参考) 発電側基本料金について

第53回制度設計専門会合
(2020年12月15日) 資料4-1より抜粋

1. 発電側基本料金の導入趣旨

(3) 発電側基本料金の導入趣旨

- 送配電設備の増強要因の変化にもかかわらず、現行の託送料金制度は、発電事業者が託送料金を負担しない構造。このため、現行の託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則の考え方に基づき、新たに以下のとおりとする。
 - ① 託送料金の一部について発電事業者に負担を求めることとし、
 - ② 系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- これにより、
 - ① 発電事業者にネットワークコストを意識した事業展開を促すことで、送配電設備に要する費用を抑制しつつ、
 - ② 公平かつ回収確実性の高い託送料金制度のもとで、再エネ主力電源化に向けた系統増強を効率的かつ確実に行い、再エネの導入拡大を実現する。
- あわせて、発電側基本料金の導入を前提に、系統増強のきっかけを作った発電事業者が多額の費用を負担する仕組みを大きく改善し、エリア全体で負担する仕組みとした。

＜導入後＞ 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める（託送料金の総額は不変）



発電費用（発電側基本料金の導入を踏まえて見直し）

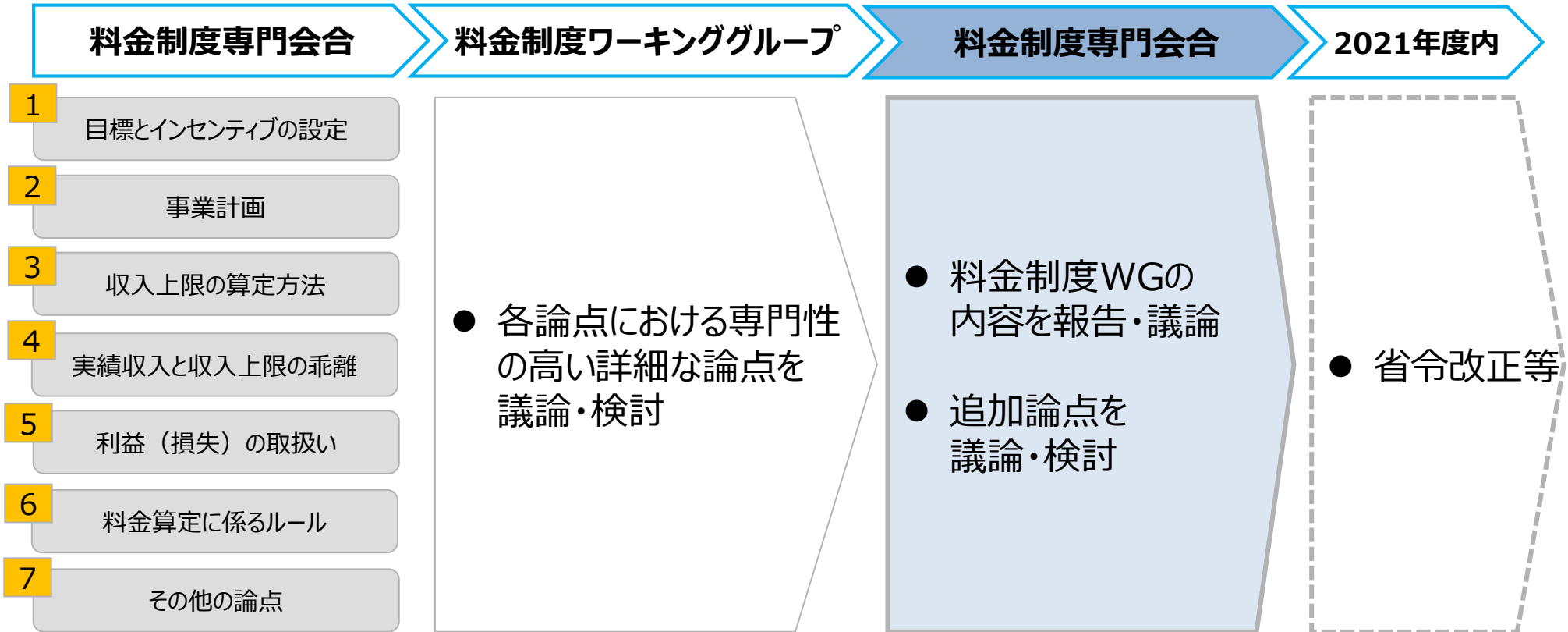
検討課題例②分散型電源の活用を促す託送料金の見直しについて

- 現状では、必ずしも需要が多い場所にその需要に応えるだけの十分な電源は立地しておらず、また再エネ等のポテンシャルがあり今後の電源立地が期待される場所にも十分な需要がある訳ではなく、需要がある場所と供給ポテンシャルがある場所は一致していない。
- 需要が多い場所に電源の立地を進め、また、発電ポテンシャルが高い場所に需要の立地を進めることは、上位系統の送配電網の利用を減らすなど、潮流を改善する効果が期待される。
- こうした潮流の改善は送配電網の合理化につながることから、潮流の改善に資する託送料金制度等の方向性について、電力・ガス取引監視等委員会で必要な検討を進めるべきではないか。

1. 料金算定ルール
2. 今後のスケジュール

これまでの検討経緯

- レベニューキャップ制度については、2023年度の導入に向けて、以下のプロセスで制度設計を行い、各論点の方向性について、おおむねご賛同をいただいたところ。



今後のスケジュール

- 次回料金制度専門会合にて、レベニューキャップ制度の取りまとめを行った上で、今後は以下のスケジュールで、制度開始に向けた準備を進めていく。

	2021年度						2022年度		2023年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	4月
制度設計・省令改正		★ 料金制度専門会合 取りまとめ ↓ エネ庁への報告 ↓ ★ エネ庁 取りまとめ							
				省令改正等					
申請・審査							★ 一般送配電事業者 による申請	★ 収入上限の承認 託送料金の認可	レベニューキャップ 制度の開始
							審査		

※申請、審査の具体的なスケジュールは今後検討。